

# 宮津市公報

令和4年1月4日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 28 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例 ..... 1  
29 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例 ..... 3  
30 宮津市立杉末会館条例の一部を改正する条例 ..... 4  
31 宮津市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 ..... 4  
32 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例 ..... 4

### 規 則

- 17 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 5

### 告 示

- 139 令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))  
支給事務実施要綱 ..... 5  
140 道路区域の決定 ..... 7  
141 市道路線の認定 ..... 7  
142 宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付要綱 ..... 8  
143 令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))  
支援事務実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 9

### 訓 令

- 5 宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程 ..... 10  
6 私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱 ..... 10

### 公 告

- 54 宮津都市計画下水道の変更 ..... 10  
55 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 11

### 水 道 企 業

#### 《上下水道告示》

- 17 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動 ..... 11

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 25 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 12

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 14 宮津市農業委員会定例総会の招集 ..... 12

## 条 例

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 28 号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例

(設置)

第 1 条 市内におけるワーケーション等の拠点として都市部からの新たな人の流れを生み出すとともに、都市部企業等の人材と地域の事業者及び住民が交流できる場を創出し、共創による地域活性化を図る施設として、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU（以下「センター」という。）を宮津市字鶴賀 2164 番地の 2 に設置する。

(指定管理者による管理)

第 2 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 次条第 1 項の使用の許可及び第 8 条第 1 項の許可に関する業務
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第 3 条 センターを使用しようとする者は、指定管理者（前条第 2 号に掲げる業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、市長。以下この条、次条、第 8 条及び第 10 条において同じ。）にその許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し条件を付すことができる。
- 3 指定管理者は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) 管理上支障があるとき。
  - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(許可の取消し等)

第 4 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例、規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
  - (3) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき。
  - (4) その他指定管理者がやむを得ないと認めたとき。
- 2 前項第 1 号から第 3 号までに該当し、同項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあつても、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金等)

第 5 条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 利用料金は、使用の許可を受けると同時に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準によりその全部又は一部を還付することができる。
- 5 使用者は、市長が使用の許可を行ったときは、第1項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を市に納付しなければならない。この場合において、使用料の納付時期、還付及び減免については、利用料金の例によるものとする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

(開館時間等)

第7条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(特別の設備)

第8条 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備を設けようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備を設けさせることができる。
- 4 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は使用の許可が取り消されたときは、第1項又は前項に規定する設備を撤去し、原状に復さなければならない。ただし、相当の事情があると指定管理者が認めた場合においては、原状回復に要すると指定管理者が認める費用の負担をもって、これに代えることができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第10条 センターを使用する者は、センター内の規律を守り、この条例、規則その他指定管理者の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第11条 センターを使用する者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(罰則)

第12条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条第2項の規定による利用料金の額の設定その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても当該規定の例により行うことができる。

(宮津市立公民館条例の一部改正)

- 3 宮津市立公民館条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第 6 条中「第 5 条第 2 号」を「前条第 2 号」に改め、同条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

(宮津市中央公民館使用条例の一部改正)

4 宮津市中央公民館使用条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「宮津市中央公民館宮津分館を含む。」を削る。

第 2 条第 1 項中「第 5 条」を「第 4 条」に改める。

別表の 1 中央公民館利用料金の上限の額の表中宮津分館の項を削る。

別表の 2 中央公民館冷暖房装置利用料金の上限の額の表中宮津分館の項を削る。

別表（第 5 条関係）

1 センター利用料金の上限の額

使用場所及び区分		使用の単位	使用者	上限額
レンタルオフィス	1	1 月	法人	31,000円
	2			34,000円
	3			34,000円
	4			31,000円
	5			24,000円
	6			23,000円
	7			30,000円
	8			26,000円
コワーキングスペース	フリーアドレス席	3 時間未満	市内在住・在勤	1 人につき 330円
			市外在住	1 人につき 550円
		3 時間以上	市内在住・在勤	1 人につき 550円
			市外在住	1 人につき 1,100円
		1 月	市内在住・在勤	1 人につき 3,300円
			市外在住	1 人につき 5,500円
個別ブース席	1 日		1 人につき 550円 (フリーアドレス席利用料金を加算する。)	
ミーティングスペース	1 時間		220円	
付属設備			規則で定める額	

2 センター冷暖房装置利用料金の上限の額

使用場所及び区分		上限額
ミーティングスペース	冷房料	1 時間につき 157円
	暖房料	1 時間につき 157円

\* \* \*

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 22 日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市条例第29号

## 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以降の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

————— \* \* \* —————

宮津市立杉末会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

宮津市長 城崎雅文

## 宮津市条例第30号

## 宮津市立杉末会館条例の一部を改正する条例

宮津市立杉末会館条例（昭和52年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図り、もって健全な市民生活の育成に資することを目的とする施設」を「人権感覚豊かな地域社会の創出及び地域福祉の推進に資することを目的とする施設」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する事業
- (2) 男女共同参画及び女性活躍の推進に関する事業
- (3) 市民相談に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

第4条第1項を次のように改める。

会館に館長及び指導職員を置く。

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 遊戯室

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

宮津市長 城崎雅文

## 宮津市条例第31号

## 宮津市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

宮津市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第3号）は、廃止する

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

————— \* \* \* —————

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

宮津市長 城崎雅文

## 宮津市条例第32号

## 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、同項第3号中「予算決算委員会」を「予算委員会」に改め、「及び決算」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 決算委員会 12人（議員のうちから選任する監査委員を除く。）

決算の議案等に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第17号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附則第4項中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第21条第2項の規定は、この規則の施行の日以降の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 告 示

宮津市告示第139号

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱を次のように定める。

令和3年12月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））

支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別給付措置として令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年9月分(令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ。)の児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)による児童手当(法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。)の支給を受ける者(法第17条第1項に規定する公務員であって、同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者(以下「公務員」という。)を含む。)
  - (2) 令和3年9月30日(以下「基準日」という。)において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(配偶者を有している者を除く。以下「高校生」という。)を養育する者。ただし、前号に該当する者を除き、かつ法第5条を準用した場合における児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「令」という。)第3条に規定する所得の額(以下「所得額」という。)が令第1条に規定する額未満の者に限る。
  - (3) 基準日において、高校生が委託されている里親
  - (4) 基準日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童(以下「新生児」という。)の父母等(所得額が令第1条に規定する額未満の者に限る。)又は新生児が委託されている里親
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。
- (1) 基準日後に支給対象者が死亡した場合(当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。)  
当該者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。)に係る児童手当の支給を受ける者又は当該者が死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
  - (2) 支給対象者に係る児童が里親に委託されていることを本市が把握した場合(当該児童に係る給付金が支給されていない場合に限る。) 当該里親
  - (3) 支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者(現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)が本市に避難している場合(その当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。)において、本市に対して当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、本市による当該認定の請求に関する通知がその当該者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合(その当該者に対して給付金を支給する市町村が本市であるときは、当該認定の請求を受けた場合)又はこれに準ずる手続を行った場合  
当該配偶者  
(対象児童)
- 第3条 給付金の対象児童(給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は、次に掲げる者とする。
- (1) 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童
  - (2) 基準日において支給対象者に養育される高校生
  - (3) 基準日において里親へ委託されている高校生
  - (4) 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童  
(給付金の額)
- 第4条 給付金の額は、対象児童1人につき5万円とする。  
(支給の実施)
- 第5条 次に掲げる場合に、給付金を支給する。
- (1) 公務員を除く第2条第1項第1号に掲げる者(以下「一般支給対象者」という。)であり、かつ、令和3年9月分の児童手当の支給要件に該当する者として本市が認定を行っていた場合
  - (2) 公務員並びに第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者であり、かつ、基準日において本市を住所地としていた場合
  - (3) 第2条第1項第4号に掲げる者であり、かつ、基準日以後に児童手当の支給要件に該当する者

として本市が認定を行った場合（公務員である場合は、当該認定を行った時点で本市を住所地としていた場合）

（支給申請）

第 6 条 一般支給対象者以外の支給対象者で、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 4 年 3 月 15 日（令和 4 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までに出生した児童に係る申請は令和 4 年 4 月 15 日）までに、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第 7 条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

2 市長は、一般支給対象者に対して、給付金の支給を決定し通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長に対して、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 8 条 一般支給対象者以外の支給対象者から第 6 条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第 9 条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 1 0 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和3年12月22日から令和4年1月5日まで縦覧に供する。

令和3年12月22日

宮津市長 城 崎 雅 文

路線名	道路の区域			備考
	区	間	敷地の幅員 m	
第 2 里波見	宮津市字里波見小字川向 593 番地先から		5.08~10.85	117.0
	宮津市字里波見小字川向 630 番地先まで			

\* \* \*

宮津市告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、令和3年12月22日から令和4年1月5日まで縦覧に供する。

令和3年12月22日

宮津市長 城崎雅文

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
第2里波見	宮津市字里波見小字川向 593 番地先	
	宮津市字里波見小字川向 630 番地先	

\* \* \*

宮津市告示第142号

宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年12月22日

宮津市長 城崎雅文

宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた経営の改善を図るための取組を支援し、地域経済の活性化を図るため、事業者が行う第二創業等及び新たなものづくり（以下「ポストコロナ・ウィズコロナ対応」という。）に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第二創業等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 既に事業を営んでいる個人又は法人が、新事業（既存事業と日本標準産業分類における小分類が異なる業種をいう。）を開始すること。

イ 既に事業を営んでいる個人又は法人が、本市に新たな店舗を開設すること。

ウ 市外に住所を有し、既に事業を営んでいる個人が、本市に住所を定め、本市に店舗の移転を行うこと。

(2) 新たなものづくり 設備投資を伴い、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内農林水産物等の地域資源を活用した商品開発・改良を行うこと。

イ 複数の事業者が連携して商品開発・改良を行うこと。

(3) 空き家等 現に利用されていない又は利用されなくなることが見込まれる住宅又は店舗（事務所及び工場を含む。）で、市内に所在するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 交付申請日の属する年度の前年度以前課税の市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 政治団体

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市でポストコロナ・ウィズコロナ対応を行う事業であり、事業の区分及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数が生じ

たときは、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、空き家等を購入又は賃貸借により第二創業等を行う場合（購入又は賃貸借を行う相手が空き家等の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者（法人が所有する場合にあっては、その代表者をいう。）は除く。）は、150万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付申請書を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（交付申請の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第9条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市新型コロナウイルス対応事業者緊急支援補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費
ポストコロナ・ウィズコロナ対応のための設備投資等	物品機器等備品（単価3万円を超えるものに限る。）の購入、店舗等の改修等に係る経費であって市長が必要と認める経費
外部専門家の指導・助言等	外部専門家への報酬、旅費その他市長が必要と認める経費
その他ポストコロナ・ウィズコロナ対応のための準備経費	広告宣伝に係る経費その他市長が必要と認める経費

備考

- 1 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から当該補助金等の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。
- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めないものとする。

\* \* \*

宮津市告示第143号

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月23日

宮津市長 城 崎 雅 文

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））  
支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和3年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））  
支給事務実施要綱（令和3年告示第139号）の一部を次のように改正する。

題名中「先行給付金」を「一括給付金」に改める。

第1条中「令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知」を「令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知」に、「先行給付金」を「一括給付金」に改める。

第4条中「5万円」を「10万円」に改める。

第6条中「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書」を「子育て世帯への臨時特別給付金申請書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 訓 令

宮津市訓令甲第5号

庁中一般  
各 かい

宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程

宮津市公用自動車等管理規程（昭和46年訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第18条中「燃料給油業者との契約に基づき発行する油類購入券によって」を「市長が別に定める方法により、物品供給に関する協定を締結する」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市訓令甲第6号

庁中一般  
各 かい

私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

私有車の公務使用基準に関する取扱要綱（昭和56年訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第9条見出しを「(燃料の補給)」に改め、同条中「油類購入券を支給」を「燃料を市長が別に定める方法により、物品供給に関する協定を締結する給油業者の給油所において補給するものと」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第54号

宮津都市計画下水道を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮津市長に意見書を提出することができます。

令和 3 年 12 月 8 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 都市計画の種類及び名称

宮津都市計画下水道 京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 昭和59年宮津市告示第57号、平成4年宮津市告示第47号、平成16年宮津市告示第3号及び平成28年宮津市告示第8号の土地の区域に追加する部分

宮津市字江尻小字トイシバ、字大垣小字戸石場及び小字真名井前、字中野小字ツカワラ上及び小字ツカワラ下切並びに字国分小字河原

(2) 昭和59年宮津市告示第57号、平成4年宮津市告示第47号、平成16年宮津市告示第3号及び平成28年宮津市告示第8号の土地の区域に変更する部分

宮津市字滝馬小字中ノ坪、字宮村小字下、字喜多小字城山及び小字横町、字今福小字向側、字須津小字館及び小字寄穴、字江尻小字北垣、字難波野小字阿弥陀堂、字大垣、字大垣小字大川、字中野小字廻り垣及び小字真名井並びに字国分小字鬼石

3 都市計画の案の縦覧場所

宮津市建設部上下水道課（本館南棟 2 階）

4 縦覧期間

令和 3 年 12 月 8 日（水）から 令和 3 年 12 月 22 日（水）まで

————— \* \* \* —————

宮津市公告第55号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和3年12月10日付け宮農委第55号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和 3 年 12 月 17 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和 3 年 12 月 17 日

至 令和 4 年 1 月 7 日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

## 水 道 企 業

### 《 告 示 》

宮津市上下水道告示第17号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和 3 年 12 月 8 日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第15号

(1) 名 称 株式会社入柿水道

(2) 所在地 宮津市字宮村1045番地 1

(3) 代表者 (変更前) 代表取締役 入柿 浩二  
(変更後) 代表取締役 入柿 勝行

## 教育委員会

### 《告 示》

宮津市教育委員会告示第25号

令和3年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年12月20日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和3年12月23日（木）午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第14号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年12月3日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和3年12月10日（金）午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階大会議室
- 3 議 題  
議案第42号 非農地証明交付申請の承認について  
議案第43号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について